

医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組支援に関する連携協定書

北海道（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の19に規定する医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組を推進することにより、医療従事者の離職防止、定着及び育成を図ることによって、医療安全の推進、医療の質の向上及び地域医療の充実に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組支援に関する連携・協力事項（以下「連携・協力事項」という。）は次のとおりとし、協力を要請された乙は自らが本来行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）医療勤務環境改善マネジメントシステム講習会等の実施
- （2）北海道医療勤務環境改善支援センターの取組みにおける広報周知
- （3）医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組に係る技術的支援
- （4）その他必要と認められる事項

2 連携・協力事項の実施時期、実施方法及びその具体的な実施内容については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、調印の日から平成28年3月31日までとする。ただし期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から1年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成28年1月29日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京海上日動火災保険株式会社
常務執行役員 諏訪部 正彦